

新任審判官研修
(国家公務員の倫理)

令和元年7月29日
国税庁 人事課

倫理行動規準(要旨)

(倫理法3条、倫理規程1条)

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、国民に差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たる
- 常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いない
- 権限の行使に当たっては、国民の疑惑や不信を招くような行為をしない
- 職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組む
- 勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭に置いて行動する

行動のルール

利害関係者とは

- 特定の事務の相手方となる事業者等又は個人

事業者等とは

- 法人その他の団体、事業を行う個人(その事業のための行為を行う場合)

※利害関係者が民間企業などである場合、その企業の利益のために接触していると見られる役員、従業員などは利害関係者とみなされる

利害関係者の種類


以下の事務の相手方

- ① 許認可等
- ② 補助金等の交付
- ③ 立入検査、監査又は監察
- ④ 不利益処分
- ⑤ 行政指導
- ⑥ 事業の発達、改善及び調整に関する事務
- ⑦ 契約
- ⑧ 予算、級別定数、定員の査定

国税庁における主な利害関係者

- 課税担当職員(税法上の質問検査権限)
⇒ 調査先の納税者
- 徴収担当職員(滞納処分権限)
⇒ 滞納者
- 酒税担当職員(酒類販売等の免許の許認可権限)
⇒ 酒類販売業者
- 総務課職員(税理士の指導・監督権限)
⇒ 税理士
- 税務署長(所管する公益法人の指導・監督権限)
⇒ 関係民間団体の役員等

利害関係者との間で行っては いけないこと

- NO** 金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない
(倫理規程3条1項1号) 
- OK** ■ 広く一般に配布される宣伝用物品や記念品を受け取ること
- 結婚披露宴を行う際、配偶者や親との関係に基づき出席した利害関係者から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ること
- 親の葬儀の際、亡くなった親との関係に基づいて利害関係者が持参した、通常の社交儀礼の範囲内の香典を受け取ること

NO 酒食等のもてなしを受けてはならない

(倫理規程3条1項6号)



- OK** ■ 職務として出席した会議等において、茶菓や弁当などの簡素な飲食物の提供を受けること
- 多数の者(20名程度以上)が出席する立食パーティーにおいて、飲食物の提供を受けること

7

利害関係者の負担によらない飲食

自分で費用を負担するか、利害関係者以外の第三者が費用を負担して、利害関係者と共に飲食することが可能



自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官への届出が必要

(倫理規程8条)

NO 金銭の貸付けを受けてはならない

(倫理規程3条1項2号)

OK ■ 金融機関などが利害関係者に該当する場合に、一顧客として貸付を受けること

NO 無償で物品又は不動産の貸付けを受けてはならない

(倫理規程3条1項3号)

OK ■ 職務として利害関係者を訪問した際に、その利害関係者から提供される物品(文房具など)を使用すること

9

NO 無償でサービスの提供を受けてはならない
(倫理規程3条1項4号)

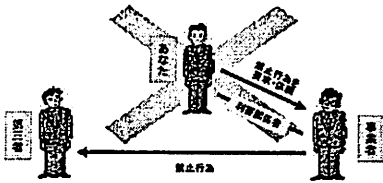
OK ■ 職務として利害関係者を訪問した際に、周辺の交通事情等から見て相当と認められる範囲でその利害関係者から提供される自動車を利用すること

NO 未公開株式を譲り受けてはならない
(倫理規程3条1項5号)

NO 利害関係者と共に麻雀・ゴルフや旅行をしてはならない
(倫理規程3条1項7、8号)



NO 利害関係者に要求して、第三者に対して、利害関係者との間において禁止されている行為をさせてはならない
(倫理規程3条1項9号)



広く一般に配布される宣伝用物品や記念品、立食パーティーにおける飲食や記念品を提供させることもできない

利害関係者との間における禁止行為の例外

学生時代の友人など、私的な関係がある場合は、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限って、利害関係者との間で行ってはいけない行為も一般的にはすることができる

(倫理規程4条1項)

[判断のポイント]

- 職務上の利害関係の状況
- 私的な関係の経緯及び現在の状況
- 行おうとする行為の態様

利害関係者でない者等との間でも行ってはいけないこと

NO 社会通念上相当と認められる程度を超えて
 対応接待などを受けてはならない
 (倫理規程5条1項)

NO 飲食物の料金などを、その場に居合わせな
 かった者に支払わせること(いわゆる「つけ
 回し」)をしてはならない
 (倫理規程5条2項)

13

所属していた組織からの費用負担

NO 採用前に所属していた組織から、弁護士会
 費の負担を受けるなどの利益供与を受け
 てはならない
 利害関係有: 倫理規程3条1項1号違反
 利害関係無: 倫理規程5条1項違反のおそれ

OK これまで認められてきた社宅の継続入居、
 継続する貸付金、団体保険の継続加入等
 (出向前から引き続いているものに限る。)

14

国税庁内規で規制される相手方

◎ 国税職員は、質問検査権等の強力な権限を有しているため、倫理法等で規制される利害関係者に加え、潜在的な利害関係者についても、国税庁内規で規制

15

国税庁内規で規制される行為

自らの所掌する事務に関する管内の納税義務者等
又はすべての税理士との間の以下の行為

- 金銭又は物品の贈与(中元・歳暮を含む)
- 宣伝用物品・広く一般の配布する物品の贈与
■ 祝儀・香典(通常一般の社交程度の範囲内)
- 無償による役務提供
- 自分の費用を負担させて行う飲食・ゴルフ・旅行
● 職務として出席した会議の場の簡素な飲食
■ 立食パーティーにおける飲食

16

執筆等の実施についてあらかじめ承認が必要な場合

職務に関する事項について公務外で執筆等^{※1}
を行う場合、及び説明会等^{※2}に講師として出席
する場合には、あらかじめ承認が必要

(国税庁内規により規定)

- ※1 執筆等
⇒ 出版物、定期刊行物、テレビ・ラジオ番組等に
おける著述、監修、編さん又は出演
- ※2 説明会等
⇒ 税に関する講演、討論、講習若しくは研修に
おける指導若しくは知識の教授

17

報酬を受領して実施する執筆等について あらかじめ承認が必要な場合

以下の場合には、あらかじめ倫理監督官の
承認が必要

- 利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、執筆等及び説明会等を行う場合(倫理規程9条)
- 利害関係者が否かにかかわらず、職務に関係がある事項について報酬を受けて執筆等を行う場合(国税庁内規)

※ 説明会等については、公務外の出席であっても内容が国税庁の
所管行政に関するものである場合には、報酬は受領しない

18

特定の書籍等の監修料に関する規制

特定の書籍等の監修や編さんを行ったことに対する報酬を受けてはならない (倫理規程6条)

特定の書籍等

- 国の補助金や経費で作成される書籍等
 - ・ 自分が属する省グループ内の機関のいずれかが補助金を支出している場合
 - ・ 国の機関のいずれかが補助金を支出している場合
- 国が過半数を買い入れる書籍等
 - ・ 自分が属する省グループ内の機関が、単独か合計で作成数の過半数を買い入れる場合

19

報告のルール

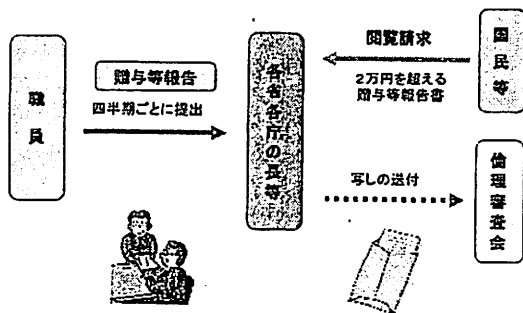
贈与等報告

本省課長補佐級以上(税務職5級以上等)の職員は、事業者等から一件5千円を超える贈与等を受けたときは、各省各庁の長等に贈与等報告書を提出しなければならない。

- 事業者等から受けた贈与、飲食の提供など
- 利害関係者に該当する事業者等から受けた講演等の報酬
- 利害関係者に該当しない事業者等から受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に係る事項に関するもの

20

● 報告の手続の流れ



21

違反行為に対する処分

倫理法又は倫理規程に違反した場合は懲戒処分の対象

●倫理法等の違反があった場合

```

graph LR
    A[職員が倫理法等に違反] -- "倫理委員会承認後" --> B[各府省による懲戒処分の要請の公表]
    B --> C[各府省による懲戒処分の要請の公表  
新聞等による報道]
    B --> D[懲戒処分を受けたことによる影響  
免職は原則退職手当不支給  
その他の場合も給与等に影響あり]
  
```

違反行為に関する懲戒基準

人事院規則22-1(倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準)

(例) ● 利害関係者から金品の贈与を受けた場合
... 免職、停職、減給又は戒告

● 利害関係者から供応接待を受けた場合
... 減給又は戒告

● 利害関係者に該当しない事業者等につけ回しをした場合 ... 減給又は戒告

● 職員の職務に関する行為の対価として供応接待等を受けた場合 ... 免職又は停職 23

最近の違反事例を踏まえた留意点

- 実際の場面で、雰囲気にならされず、ルールに沿った行動を貫く
- 飲食に際しては、自己の飲食に要した費用をきちんと算出して支払う
- 利害関係者以外の事業者等から、社会通念上相当と認められる程度を超えた利益供与を受けることのないようにする
- 公務員、特に国税職員であるが故に特別扱いされていないか留意する

24



最後に ~3つの基本的心構え~

- ④ 倫理保持のルールを守り、誇りと使命感を持って仕事をしましょう
- ④ 自分のとらえている行動が、国民から見て、公正な職務の執行の観点から疑惑や不信をもたれないか、意識しましょう
 ⇨ 倫理行動規準に照らして行動しましょう
- ④ 相手が利害関係者かどうか、相手方との行為が許されるかどうかなどについて、疑問があったら、倫理監督官に相談しましょう

25
